

平成21年度第3回 柏市環境審議会資料

環境部環境保全課

目 次

柏市地球温暖化防止条例の一部改正について

- 1 背景..... 1
- 2 柏市地球温暖化対策計画における省C O 2まちづくり行動計画の枠組み... 2
- 3 条例（案・未定稿）骨子..... 3
- 4 今後のスケジュール..... 6

柏市地球温暖化対策条例の一部改正について

1 背景

柏市では、平成18年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成19年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、市域の温暖化対策に取り組んでいる。

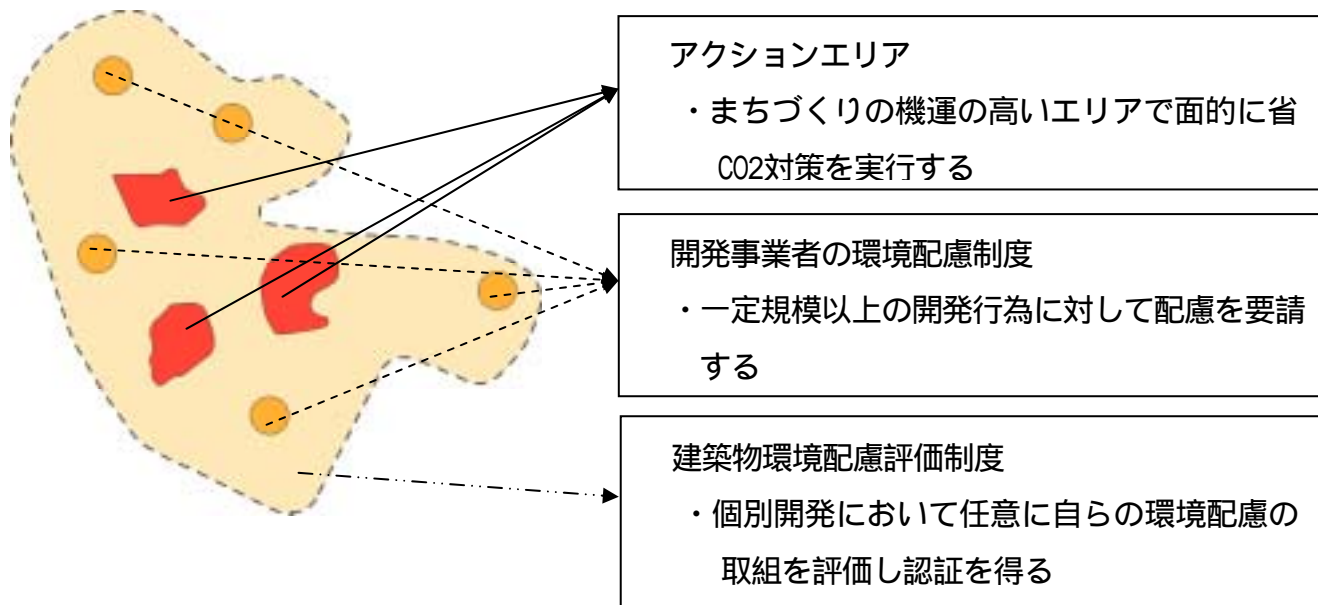
柏市における温室効果ガス排出量の削減目標は、短期前期目標である平成20～24年度に1年あたりの平均値を平成2年度比で6%以上削減、短期後期目標である平成27年度に平成12年度比で10%以上削減、中期目標である平成42年度では平成12年度比で25%以上削減となっている。

また、柏市における温室効果ガス排出量の大半は民生家庭・業務部門に由来しており（2008年度：42%）、かつその伸び率は高い（1990年度：25%）。

今後も柏市については、大規模な宅地開発や市街地の再開発事業等の活発なまちづくりが行われ、温室効果ガス排出量も増加することが見込まれるが、まちづくりは、建築物の省エネルギー化や従前よりも効率的なエネルギーシステムを導入する機会となることから、目標を確実に達成するために、まちづくりと連動し、建築物の個別対策で温室効果ガス削減対策を図りながら、面的にも温室効果ガス削減対策を実施していく。

2 柏市地球温暖化対策計画における省CO2まちづくり行動計画の枠組み

< 枠組み >



現行

アクションエリア

開発事業者の環境配慮制度 条例第9条

建築物環境配慮評価制度



アクションエリア 条例案第16関係

開発事業者の環境配慮制度 条例第9条

建築物環境配慮評価制度 条例案第10～15関係

条例改正を行い、現行の省CO2まちづくり行動計画の枠組みの強化を図る。

3 条例（案・未定稿）骨子

（定義）

第2

(1)から(5)まで略

(6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(7) 建築主 建築物の新築，増築又は改築（以下「新築等」という。）を行おうとする者をいう。

(8) 建築物に係る環境配慮措置 建築物の環境への負荷を低減させるため，建築物の新築等を行う際に，資源を適正に利用すること，建築物の耐久性その他の建築物の品質及び性能の向上を図ることその他の方法により建築物に関する環境への配慮を行うことをいう。

（建築物環境配慮指針）

第10 市長は，建築主が，建築物に係る環境配慮措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は，建築物環境配慮指針を定め，又は変更したときは，速やかに，これを公表するものとする。

（建築物環境配慮計画書の作成等）

第11 規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等を行う者（以下「特定建築主」という。）は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物環境配慮計画書」という。）を作成し，市長に提出しなければならないこと。この場合において，特定建築物環境配慮計画書の作成は，建築物環境配慮指針に基づいて行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 特定建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置

(5) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 前項の規定により特定建築主は，当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に特定建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは，規則で定めるところにより，変更に係る事項を記載した特定建築物環境配慮計画書を市長に提出しなければならないこと。

(工事完了の届出)

第12 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならないこと。

(特定建築物環境配慮計画書等の公表)

第13 市長は、第11条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、又は前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その概要を公表するものとする。

(環境配慮標章の表示)

第14 特定建築主のうち、共同住宅の用途に供する部分の販売を目的として新築等しようとするもの(以下「特定分譲共同住宅建築主」という。)は、規則で定める広告をしようとするときは、建築物に係る環境配慮措置の評価を標記した標章(以下「環境配慮標章」という。)を、市長が定める基準(以下「表示基準」という。)に基づき、広告中に表示しなければならないこと。

2 特定分譲共同住宅建築主が、(他人)に共同住宅の用途に供する部分の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合においては、前項中「特定分譲共同住宅建築主」とあるのは、「特定分譲共同住宅建築主から販売の媒介又は代理の依頼を受けたもの(以下「販売受託者」という。)」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により特定分譲共同住宅建築主または販売受託者(以下「特定分譲共同住宅建築主等」という。)が、広告中に環境配慮標章を表示をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならないこと。

4 第1項による環境配慮標章の表示をした後、環境配慮標章の内容に変更が生じた場合においては、最初に当該変更後に環境配慮標章を表示したときも同様とする。

(特定建築主に対する指導又は助言)

第15 市長は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第12条の規定による届出又は第15条第3項の規定による届出があった場合において、当該特定建築物に係る環境配慮措置が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができること。

(低炭素まちづくり事業)

第 16 本市は、まちづくりと連動した地球温暖化対策に関する指針を作成し、公表するものとする。

2 市長は、前項の指針に基づいて、区域の関係者と協議のうえ、まちづくりと連動して、より高い効果をあげるために高度な地球温暖化対策を行う事業を低炭素まちづくり事業として指定し、当該事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、当該指定をしようとする区域の関係者と協定を締結するものとする。

3 市長は、前項の規程による指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該指定を受けた区域の関係者に通知するものとする。

4 市長は、区域の関係者が、当該事業を変更または中止するときは、第 1 項の規程による指定を取り消すことができるものとする。

5 第 3 項の規程は、前項についても準用するものとする。

6 市長は、低炭素まちづくり事業を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講じることができるものとする。

(勧告及び公表)

第 市長は、次の各号に掲げる行為をしない者に対し、期限を定めて当該各号に掲げる行為をするよう勧告することができる。

(1)から(5)まで略

(6) 第 11 条の規定による特定建築物環境配慮計画書の作成および提出

(7) 第 15 条の規定による環境配慮標章の表示および届出

4 今後のスケジュール

月	柏市	環境審議会	市民意見
1月		1/25 諮問・審議 ・条例の構成 ・条例案骨子	
2月			パブリックコメント (2/15～3/8)
3月		3/下旬 答申 ・条例案骨子	
4月	条例案の作成		
5月	議案上程		
6月	議会審議		